

和水町の神祭の開催日

優雅な舞をぜひご覧ください。



神 祭 名 称	開 催 場 所	開 催 日	時 間
和仁子ども神楽	山森阿蘇神社	12月4日(日)	午後3時40分～5時 ○東吉地諏訪神社
山森子ども神楽	山森阿蘇神社	12月4日(日)	午後2時30分～3時40分 ○中林菅原神社
坂本神楽	坂本日吉神社	12月4日(日)	午後5時～9時 ○山森阿蘇神社
中十町神楽	中十町熊野座神社	12月4日(日)	午前11時～午後3時 午後6時～8時30分
板楠神楽	板楠熊野座神社	2月26日(日)	午前10時～11時30分 午後6時30分～8時
岩尻神楽	岩尻菅原神社	11月27日(日)	午後1時～3時
久井原神楽	久井原阿蘇神社	11月3日(木)	午後7時～11時
長小田神楽	長小田住吉神社	10月23日(日)	午前10時～正午 午後7時～10時30分
竈門神楽	竈門菅原神社	10月15日(土)	午後2時～3時30分 午後5時30分～11時30分
用木神楽	用木日吉神社	10月15日(土)	午後7時～11時
萩原神楽	萩原轟神社	10月15日(土)	午前10時～11時30分
内田神楽	内田赤子宮	10月9日(日)	午前11時～正午 午後7時～11時

問い合わせ先 本庁

経済課 観光係

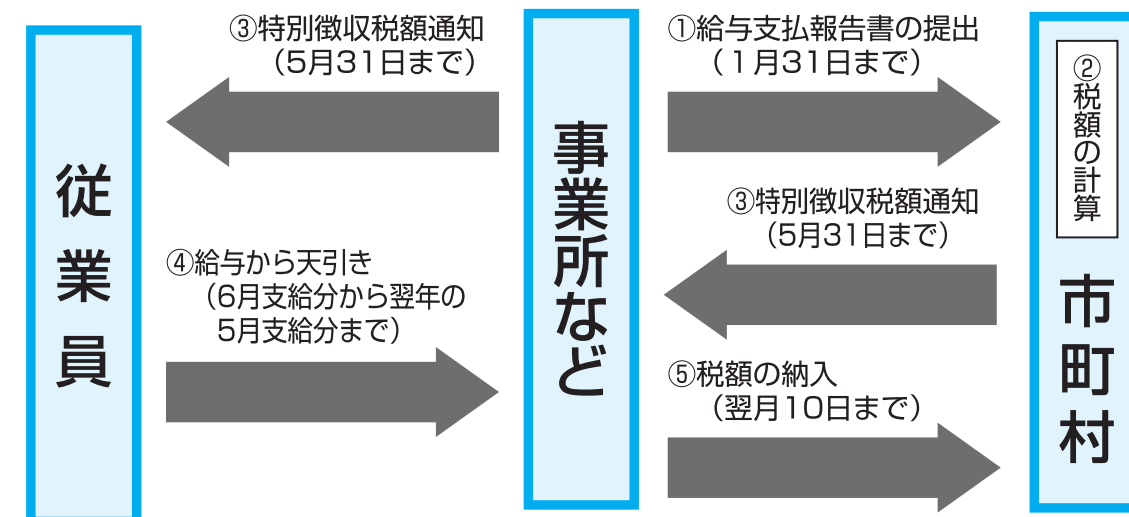
☎0968・86・5725

個人住民税は、所得税と同じく、事業者による徴収と納入が必要です。

事業所などに勤務されている人の個人住民税(市町村民税+県民税)は、所得税と同様に、原則として、事業主の皆さんに徴収(天引き)していただき、課税した市町村に納入していただく必要があります。
※地方税法及び各市町村の条例で上記のように定められています。

熊本県と県内市町村は、平成25年度までに個人住民税の特別徴収事業者への完全指定を実施します。

個人住民税の特別徴収制度の概要



個人住民税の特別徴収に関するQ&A

Q1.どのような場合に特別徴収をするのですか？

A1.対象となる事業主は所得税の源泉徴収と基本的に同じです。

- ①所得税の源泉徴収を行う事業主は、原則として個人住民税の特別徴収を行っていただく必要があります。
- ②従業員が、前年度中に給与の支払いを受けた人であり、かつ当年度の初日(4月1日)において給与の支払いを受けている場合は、原則として、事業主が従業員の住民税を徴収して、課税した市町村に納入していただくことになります(パート、アルバイト、非常勤職員などでも、この要件に該当する場合は、特別徴収の対象となります)。

Q2.特別徴収のメリットは何ですか？

A2.以下のようなメリットがあります。

- ①所得税は毎月の給与から徴収額を計算する必要がありますが、住民税は市町村が税額を計算し通知しますので、事業主には計算の煩わしさがありません。
- ②従業員は、納税のために役所や金融機関へ出向く必要がなくなり、住民税の納付忘れがなくなります(延滞金の心配もなくなります)。
- ③従業員が年税額を4回に分けて納める「普通徴収」と比べて、「特別徴収」では年12回に分けての納付となるため、1回あたりの負担額が少なくなります。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723



2011年 秋の農作業 安全確認運動が実施されます

毎年約400件発生している農作業死亡事故件数を減少させるため、秋おこしなどが行われる9月～10月を農作業安全対策の重点期間として秋の農作業安全確認運動が実施されます。

運動重点事項

(1)乗用型トラクターの事故防止

- ①フレーム付きトラクターでのシートベルト着用の徹底
- ②転落・転倒が起こり得る危険箇所の確認の徹底
- ③ほ場を出る際のブレーキペダルの連結確認の徹底

(2)万一の事故に備えた「労災保険」の加入促進

最も多い農作業死亡事故はトラクターの転落・転倒事故です。農作業中の事故を防ぐためには、ひとりひとりの毎日の安全確認の積み重ねが必要です。

問い合わせ先 本庁 経済課 農業振興係
☎0968・86・5725
総合支所 事業課 農業振興係
☎0968・34・3111(内線724)